

## 司法試験委員会会議（第117回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成27年10月21日（水）18:00～19:00

### 2 場所

東京地方検察庁刑事部会議室（法務省5階）

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）山口 厚

（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）

#### ○ 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム

（司法試験委員会幹事）橋本副孝（敬称略）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

小山太士人事課長，是木 誠試験管理官，森山智文人事課付

### 4 議題

(1) 平成28年司法試験について（協議）

(2) 次回開催日程について

### 5 資料

資料1 平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言

資料2 平成28年司法試験における考査委員の推薦方針について

### 6 議事等

(1) 平成28年司法試験について（協議）

○ 事務局から，法務省ホームページ上に設置した再発防止策に関する意見募集窓口に寄せられた意見35件について，報告がなされた。

○ 平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言に関する協議概要

（◎委員長，□委員，

◇司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム座長）

◇ 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームは，司法試験考査委員による出題内容の漏えい事案について，事案の原因究明や再発防止策の検討のため，平成27年9月18日の第1回会合から本日までの間に10回の会合を開き，司法試験考査委員や法科大学院関係者からのヒアリングなどを実施するとともに，様々な御意見にも留意しながら議論を進めてきたところ，これまでの議論の結果，まずは，平成28年司法試験考査委員の体制について一定の方針を示すべきとの結論に至り，本日，この点に関する

提言をとりまとめたので報告する。

提言の前提となる考え方について、ワーキングチームは、青柳前委員の行為について、司法試験の公正性・公平性を根底から損なうものと認識しており、司法試験委員会においては、平成19年に審査委員による不適正事案が発生し、一定の再発防止策を講じたにもかかわらず、本件事案が発生したことを重く受け止め、二度と同種事案が再発することがないように十分な措置を講じる必要があるものとする。また、法科大学院教員一般に青柳前委員の問題が等しく当てはまるものではないが、本件につき、青柳前委員が法科大学院において指導している状況があったことから発生した側面があることは否定し難く、現段階においては、それを前提として提言を行う必要があるものと考えており、その上で、資料1の「平成28年司法試験審査委員の体制に関する提言」を取りまとめた。資料1の4ページ「第3 平成28年の審査委員体制に関するワーキングチームの提言」を御覧いただきたい。

まず、ワーキングチームとしては、平成28年司法試験の審査委員体制については、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するに足るものであることが何よりも必要であると考えている。そして、法科大学院課程における教育と司法試験の有機的連携は不可欠であるとしても、法科大学院における指導に現に従事する者が現状のまま平成28年の審査委員に就任し、問題作成に関与した場合、特定の受験者に有利な状況が生じているのではないかという疑念を払拭することは困難であると言わざるを得ない。

その一方で、ヒアリングの結果等を踏まえると、実務家のみで問題作成を行う場合、それに伴って一定の弊害が生じる可能性は否定し難く、司法試験の目的に沿う適切な出題が困難となる余地もあることから、少なくとも、研究者である審査委員も問題作成に関与し、実務家と協力して問題を作成する状況は維持される必要があるものとする。

また、司法試験の出題方針は、平成18年の新司法試験開始に先立って相当期間にわたる検討が行われ、その後も様々な場において検証や検討が繰り返されてきたものであるから、平成28年司法試験だけ出題方針が変動するような状況になることは適切ではなく、受験者との関係でも避けるべきであることなどを考慮すると、これまでの出題方針を踏まえた出題を実現し得る審査委員体制とすることも必要とする。

さらに、法科大学院課程における教育と司法試験の有機的連携の必要性の見地からは、法科大学院における指導に現に従事している者が問題作成に関わらないとしても、法科大学院教育の実情を知る者が司法試験に関与することが望まれる。

以上を踏まえ、ワーキングチームは、平成28年司法試験の審査委員体制としては、短答式試験においても論文式試験においても、研究者・実務家を問わず、法科大学院において現に指導をしている者は問題作成に従事しないこととし、研究者委員に関しては、かつて法科大学院における指導に関わっていたものの現在は指導を離れている研究者や、学部のみで指導に関わっている研究者など、法科大学院での指導に現に従事していない者が司法試験委員会の了承の下で実務家とともに問題作成を行うという審査委員体制とすることが相当との結論に至った。そこで、ワーキングチームは、司法試験委員会に対し、各科目・分野における特性を踏まえつつ、このような基本方針の下で、平成28年司法試験審査委員の選任を早急に進めることを提言する。

次に、論文式試験の採点に関しては、採点者において採点対象となっている受験者を特定することができない状況とする運用が確立されており、特定の受験者が有利に取り扱われる事態が想定されないことに加え、法科大学院教育の実情を踏まえて採点を行う必要性も認められるので、これまでと同様、司法試験実施後に任命されることを前提として、法科大学院

における指導に現に関わっている者が考査委員となることも差し支えないと考える。

この提言は、平成28年司法試験の考査委員体制に限定した提言であるが、ワーキングチームは、今後、考査委員の任期も含む任命の在り方や考査委員の構成、試験等に関する情報の取扱い、「司法試験考査委員の遵守事項」の内容や性質などといった事項に関しても必要な調査・検討を継続し、平成29年以降の司法試験に関して必要な提言を行うことを予定している。その過程において平成28年司法試験に適用すべき事項が認められる場合には、速やかに個別に指摘していきたい。

最後に、今回の提言は、平成28年司法試験考査委員の体制に関するものであるが、ワーキングチームにおいては、平成28年司法試験予備試験考査委員の体制についても一定の議論を行ったところ、ワーキングチームとしては、現段階においては、予備試験考査委員についても、司法試験考査委員と同様の基本方針に基づき選任することが相当ではないかと考えている。平成27年司法試験までは、問題作成に関わる司法試験考査委員は、選択科目を除き、原則、予備試験考査委員を兼ねていたところ、これは、両試験の短答式試験に共通問があったことに加え、両試験の出題内容や難易度について相互の調整が必要であることなどを考慮したものと認識している。そして、早急に平成28年司法試験の考査委員体制を決定すべき現状において、特にこの点について変更を加える積極的理由は見いだせず、ワーキングチームにおいては、当面、司法試験考査委員と同様の基本方針に基づいて予備試験考査委員を選任していくのが相当ではないかとの意見で一致した。

なお、個別の考査委員の選任に際しては、司法試験の場合でも、予備試験の場合でも、司法試験委員会において、考査委員に選任することの適否についてその都度適切に御判断いただきたい。

報告は以上である。

- ◎ 橋本座長から説明のあったワーキングチームからの提言について、これに対する御意見があれば御指摘いただきたい。
- 暫定的な方針の下、平成28年司法試験の考査委員体制を速やかに構築することについて賛同するとともに、今後も、平成29年以降の司法試験を見据えた検討をきちんと行っていかなければならない。ワーキングチームにおいても、引き続き検討をお願いしたい。
- 司法試験の公正性・公平性に対する信頼の確保の観点からの要請と、法科大学院教育との連携の観点からの要請、その両方を踏まえた適切な提言内容であると考えます。
- 一般の方からすれば、問題作成担当委員と採点担当委員の任務が異なることなど、基本的な枠組みがわからないと思われるので、提言に基づいた基本方針を周知するに当たっては、考査委員間の基本的役割の分担等についても丁寧に説明していく必要がある。
- ◎ 他に御意見等がなければ、当委員会において、「平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言」の内容を重く受け止めるとともに、その基本方針に従い平成28年司法試験考査委員の推薦を行っていくことについて、本日付けで決定することとしたい。

(一同了承)

(協議の結果、考査委員の推薦方針に関し、資料2「平成28年司法試験における考査委員の推薦方針について」のとおり決定された。)

## (2) 次回開催日程について

- 次回の委員会は、11月4日(水)午後3時頃から開催することが確認された。

(以上)